

項目	主な内容	重要度	困難度	指標
I. 政策体系における法人の位置付け及び役割	男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとして、全国各地の男女共同参画センター等を強力に支援するセンタオブセンターズとしての役割	—	—	—
II. 中期目標の期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日	—	—	—
III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	—	—	—	—
1. 男女共同参画促進施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進	男女共同参画に関する国の実施機関として、国だけではなく、地方公共団体や地域の男女共同参画の推進拠点となるセンター、地域の多様な主体(研究・教育機関、企業、経済団体、労働組合、NPO、地縁団体等)（以下「関係者」という。）が相互に男女共同参画に関する課題を共有し、その解消に取り組む機会を創出することができるよう、機構が地方公共団体及びセンター（以下「センター等」という。）に対してノウハウや好事例・先進事例等を共有し、地域の多様な主体との連携・協働を促進	○	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的な男女共同参画の推進のため、機構と男女共同参画に関わるセンター等とのネットワーク構築や連携強化を図るべく、中期目標期間中に可能な限り毎年度、全国規模の会議を開催</li> <li>・地域における男女共同参画社会の形成の促進を担う関係者相互間のネットワーク構築を促進するとともに、センター等が効率的・効率的に事業を実施するためのノウハウの提供や好事例・先進事例の共有を図るため、毎年度7か所のブロック会議を開催</li> <li>・将来的に情報プラットフォームにおいて共有することを視野に入れつつ、センター等の効率的な事業実施に資する専門人材の分野や実績等の情報を掲載した専門人材情報バンクを作成</li> <li>・当該専門人材情報バンクにおいては、起業支援に係る専門人材の情報も収集し、センター等を含む各地の関係機関とマッチングの上、適切な人材を派遣する仕組みを構築</li> <li>・センター等への有識者や機構の職員などの専門家の紹介・派遣について、中期目標期間中に150件以上実施</li> </ul>
2. 男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する広報啓発活動	機構が保有する資料を活用しながら、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた広報や、男女共同参画社会の形成の促進に関する法制度の周知など、国民の理解を深めるための広報啓発活動を行うとともにセンターが行う広報啓発活動への支援の実施	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標期間中に延べ170か所以上のセンターや研究・教育機関等に、女性の活躍推進や男女共同参画社会の形成を目指した様々なテーマに関する図書をパッケージ化して貸出し</li> <li>・男女共同参画・女性活躍に関する資料を中期目標期間中に新たに5,000点以上データベース化</li> <li>・オンラインによるアーカイブ展示を中期目標期間中に10回以上実施</li> <li>・中期目標期間中に延べ75か所以上のセンターや大学等に、展示パネル（ダウンロード利用含む。）を貸出し</li> <li>・ホームページ等のアクセス件数を中期目標期間中に年間35万件以上達成</li> </ul>
3. 男女共同参画に関する研修プログラムの開発・充実及び研修の実施	センター等が関係者と連携・協働しながら男女共同参画・女性活躍を推進できるよう、センター等の職員等に対し、男女共同参画の基礎知識、事業の企画立案及び広域連携の方法、関連施策分野（経済・福祉・教育・防災等）との連携方法など、センター等が地域における連携・協働の拠点として機能するために必要な現下の諸課題に応じた研修を実施することに加え、センター等が関係者と連携し、各地域の実情に合わせた課題解決の方策を検討できるよう、関係者を対象とした研修プログラムの開発及び研修の実施	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標期間中に、延べ30以上の研修を実施</li> <li>・中期目標期間中に、研修プログラムの体系化及び受講の進捗状況の明確化についての枠組みを整備し、修了段階に応じた認定制度の創設に向けて取り組む</li> <li>・毎年度、研修参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る</li> <li>・アンケート調査では、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じて研修等の見直しを図る</li> </ul>
4. 男女共同参画社会の実現に向けた専門的な調査研究の実施	地域ごとの男女共同参画・女性活躍に係る現状や課題を可視化するため、センター等が効果的な取組を行うために必要なデータを地域別に集計・整理するとともに、センター等が地域における現状と課題等を把握するためには必要な調査手法等についての調査研究や、機構がセンターの運営及び業務に関する現状を詳細かつ確に把握するための調査研究の実施	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標期間中に調査研究を延べ10件以上実施</li> <li>・調査研究から把握された課題や実態を、将来的に情報プラットフォームにおいて共有することを視野に入れつつ、センター等へ広く共有し、センターにおける事業企画や連携についての知見を提供をするとともに、機構における研修プログラムの企画・開発の資料として活用</li> </ul>
5. 國際的な情報収集や発信	国際会議への出席に加え、国際機関や男女共同参画に関する諸外国の団体等との意見交換、外国政府機関の職員等に対するセミナーの開催等を通じて、我が国の男女共同参画に関する取組の発信や、海外の施策や動向に関する情報収集に努めるほか、得られた知見を広く国内に還元	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標期間中に、国際関係事業を延べ10件以上実施</li> <li>・セミナー参加者に対して、セミナーの波及効果等に係るアンケート調査を実施し、80%以上からセミナー内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る</li> <li>・アンケート調査では、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じてセミナー等の見直しを図る</li> </ul>
IV. 業務運営の効率化に関する事項	—	—	—	—
1 経費等の合理化・効率化	■ 運営費交付金を充当する業務について、物価上昇の影響、新規・拡充・特殊要因経費は除き、一般管理費（人件費、退職手当、公租公課、土地賃借料及び保険料を除く）及び業務経費（人件費、退職手当を除く）を初年度に比して同額以下とする	—	—	—
2 調達等の合理化	■ 契約の適正化、調達の合理化等を推進するとともに、他の独法との共同調達の実施による効果的な・効率的な業務運営の推進	—	—	—
3 給与水準の適正化	■ 役職員の給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、業務の特性や実績等を踏まえた適切な処遇の確保に努め、適正化に取り組み、取組状況を公表	—	—	—
4 情報システムの整備等	■ 業務の電子化やペーパーレス化、業務フローの見直し・事務手続の簡素化等による効率的・効果的な業務運営の実現	—	—	—
V. 財務内容の改善に関する事項	■ 収益化単位の業務ごとの予算と実績の管理体制構築 ■ 多様な財源確保による自己収入の確保	—	—	—
VI. その他業務運営に関する重要な事項	■ 機構の役割や課題等について理事長から全役職員への共有、事業内容に対する不断の外部評価・改善 ■ 文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策への対応 ■ 人事・労務管理について、職員の専門性確保のための研修機会の充実、柔軟な人員配置による効率的・効果的な運営 ■ 本館の改修及び宿泊棟等の施設の撤去 ■ 温室効果ガス削減の取組実施	—	—	—